

京 都 大 学 人 文 科 学 研 究 所 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(附属研究施設)</p> <p>第7条 人文科学研究所に、次に掲げる附属の研究施設を置く。</p> <p><u>東アジア人文情報学研究センター</u></p> <p>現代中国研究センター</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>(附属研究施設)</p> <p>第7条 人文科学研究所に、次に掲げる附属の研究施設を置く。</p> <p><u>人文情報学創新センター</u></p> <p>現代中国研究センター</p> <p>2～5 (同 左)</p> <p>附 則 (令和5年達示第39号)</p> <p>1 この規程は、令和5年10月1日から施行する。</p> <p>2 この規程の施行後最初に任命する人文情報学創新センター長の任期は、第7条第3項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。</p>